

北宋沿邊五路に於ける保甲編排について

羽生, 健一

<https://doi.org/10.15017/2244116>

出版情報 : 史淵. 100, pp.147-155, 1968-03-01. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

北宋沿邊五路に於ける保甲編排について

羽 生 健 一

北宋神宗朝の熙寧三年（一〇七〇）に發布された王安石の保甲法は、衆知の如く新法の一環として施行されたもので、他の新法諸法と密接に結びついていた。ここにとり上げた保甲法も諸法と密接な関係をもっているが、中でも役法との関係が最も大きかった。それは保甲法が家と家とを結びつけて保をつくり、それを郷村自治の組織とし、その組織を通して郷村支配を行うとしたからである。本論では王安石の保甲編排に於ける保の規模をさぐり、南宋において新に行政区轄として登場してくる都や保の淵源を明らかにするとともにそれが役法の面に於いてどう影響したかを考察してみたい。

王安石の保甲法は神宗の熙寧三年先ず開封府界にはじめられ漸次全国に及ぼされていったのであるが、その保甲編排についてみると、宋会要輯稿兵二・義勇保甲の項に

中書門下言。司農寺定到畿兗保甲条制。凡十家為一保。選主戸有心力者一人為保長。五十家為一大保。選主戸最有心力及物力最高者一人為大保長。十大保為一都保。選主戸最有行止心力材勇為衆所伏及物力最高者二人為都副保正。凡選一家兩丁以上。通主客為之。謂之保丁。但二丁以上皆充。單丁老幼病患女戸等。不以多少並令就近附保。兩丁以上更有余人身力少壯者並令附保。（中略）。保甲如有人戸逃移死絶即具狀申稟。如同保人戸不及五戸即聽併入別保。其有

外来人戸入保居止者亦便仰申巢収入保甲。本保内戸数雖足且令附保収係。候及十戸即却令別為一保。(中略)。逐保各置牌拘管人戸及保丁姓名。如有申報本巢文字並令保長輪差保丁齎送。仍乞選官先于開封府祥符巢曉諭人戸。躬親團成保甲・不得別致搔擾。候成次序以次差官。請逐巢依此施行。並從之

とある。主戸客戸の別なく兩丁以上ある家を對象に、十家を一保、五十家を一大保、五百家を一都保とし、それぞれに責任者として保長、大保長、都副保正を置く。単丁、老幼、病患、女戸等は結保から除き、只近隣の保に附屬させるだけで保丁はとらない。逃移、死絶などで保内の戸数が五戸以下に減少した時は別保に併入する。外来戸は保に収係しておき、十戸に及んだ時新一保をつくる。という内容であつた。ここで問題となるのは保甲編排が主戸、客戸の別なく丁数を對象として行われたことであり、十家を一保としたことである。単丁、老幼、病患、女戸の戸であれば、たとえそれがいかに富強戸であろうと結保から除かれ、逆に兩丁以上ある戸はいかに貧窮戸であろうと結保の對象とせられたことである。ところがこの丁数對象、十家一保の制度は、長編卷二四八熙寧六年十一月戊午の條に

司農寺言。開封府界保甲。以五家相近者為一保。五保為一大保。十大保為一都保。但及二百戸以上。並為一都保。其正長人数且令依旧。即戸不及二百者、各随近便并隸別保。諸路依此。從之

とある如く、熙寧六年十一月に、五家を一保、五保を一大保、十大保を一都保とすべく結保の規模変更が行われている。文面のみから判読すると結保の規模が半分に縮小されたかのような感じをうけるが、長編卷二六七熙寧八年八月壬子の條に

司農寺言。保甲之法。主客戸五家相近者為小保。五小保為大保。十大保為都保。諸路皆準此行之。惟開封府界五路則除客戸。獨選主戸有二丁者入正保。以故小保有至數十家。大保有至百余家。都保至數百家。人数過多地分濶遠。一保有犯。連坐者衆。蓋立法之初有所未盡。欲令開封府界五路。依諸路編排。詔自今保甲三年一造簿編排。開封府界五路

候造簿日如所請施行

とあつて、開封府界及び西夏、遼と境する所謂沿辺五路（河北西路、河北東路、永興軍路、秦鳳等路、河東路）では、保甲編排は主戸のみで行われ、客戸は除外されていたこと、その他の諸路では荊湖、川広などの異民族との接触面をもつ特殊な地域を除いては主客の別なく編排が行われたことが知られる。つまり内郡諸路では結保の規模が半分に縮小されたのであるが、開封府界と沿辺五路では客戸を除外しているからかならずしも規模縮小が行われたわけではない。そのため一小保が数十家、一大保が百余家、一部保が数百家にもなる場合が生じ、そのため人数過多、地分濶遠で保甲の実体をなさない結果をも生じ、それ故司農寺による開封府界、五路も客戸を含めよとの主張がなされるのである。しかし「造簿の日をまつて請う所の如く施行せよ」との詔は現実には実行されなかつた様である。宋会要輯稿兵二・鄉兵・熙寧九年五月十五日条に

夔州安撫司勾當公事程之元言。編排保伍。係教閱路分客戸並附保在外。本州自來多兼并之家。至有數百客戸者。以此編排不成。臣欲乞。將主戸下所管客戸。依法編排

とあつて、教閱路分では客戸が除外されていたことが知られる。教閱路分とは保丁が輪番に巡検司、県尉司に上番して武芸の教習を受けるとともに巡検下の兵士、県尉下の弓手の役割りをも受けもたされる路分を指すのであるが、開封府界、沿辺五路、荊湖川広等の一部がこれにあたる。熙寧九年までは教閱路分では客戸は除外されていたことは間違いないが、それ以降についても、宋会要輯稿兵二・義勇保甲・元豐五年六月八日条に、提挙河東路保甲司の言をのせ、その中に差免勅の原文「保甲以二丁。義勇以三丁入保。単丁客戸並為附保」を引用しており、この差免勅がいつのものであるか、明らかでないが、単丁戸、客戸は編排の対象とされていない。ところが宋会要輯稿の同項の元祐元年十一月二十六日の条に「詔。府界三路保甲人戸。五等以下土地不及二十畝者。雖三丁以上並免放。以殿中侍御史呂陶請也」とあつて、五等以下土地二十畝に及ばざる者……とあり、いかにも五等戸（主戸は五等が下限）以下の戸に客戸をふくんでいたかの如き記事がある

北宋沿辺五路に於ける保甲編排について（羽生）

る。ところが同じく元豊八年十二月六日の詔に「府界三路保甲第五等兩丁之家免冬教」とあつて免冬教の優遇策を五等戸においている点から、前記の五等以下は当時の慣用的な用法であつて、五等戸をさすものと解され、保甲編排の対象に客戸は含まれていなかつたと考えてあやまりないようである。更に同じく宋会要の同項の北宋末期の政和三年九月九日の条にも枢密院の言をのせて「保甲令諸主戸兩丁以上選一丁。又条客戸並令附保。詔応称主戸処並改為稅戸」とあつて、北宋末期においても客戸は保甲編排の対象から除外されている。（以上の諸点から、熙寧八年の司農寺の請は実行せられなかつたと考えてあやまりあるまい）⁽²⁾

それでは、前述の如く、一小保が数十家、一大保が百余家、一都保が数百家にも及ぶというような不自然な形をとつてまでも、保甲の編排から客戸を除外しなければならなかつたのはどうゆう理由によるものであろうか、それは最初から保甲法が内包していたものであるが、治安警察組織として出発した保甲法が民兵組織としての保甲法に転化した点に求めることができ⁽³⁾る。いいかえると保丁の負担の増大である。保甲法施行当初の保丁の負担は只順番に保内を巡警すればよかつたのであるが、熙寧四年十一月には開封府界の保丁に武芸を教習するようになり、翌五年七月には主戸の保丁を巡檢司・縣尉司に番上させるなど、保丁の負担増大が目立つてくる。ここに主客戸の別なく兩丁以上ある家十家を一保とする制度を主戸五家を一保とする制度に変更する必要が存在したのである。

前述の如く、一小保が数十家、一大保が百余家、一都保が数百戸に至る場合があつたといひ、更に一主戸下に数百の客戸を有するものがあつた等という場合があつたのであるが、それでは現実には一小保の規模はどの程度のものであつたらうか、長編卷三三七元豊六年七月庚申条に開封府界及び沿辺五路の保甲法実施によつて省けた禁軍闕額錢などの錢数及び保甲実施に要した錢数が記載されている。そこに都保数、員数、都副保正、大保長、小保長数が記されているが、表示す

れば左の如くである。

項 C		項 B		項 A										
主客 / 小保	主戸 / 小保	主客戸数	主戸数	保丁	小保長	大保長	副保正	保甲都保正	長行	節級	義勇将校 (除都副保 正大保長)	員数	都保数	
二、七	一、七	二、五九	一、八三、七〇	五、六五	一〇、六三	二、七〇	三、四	三、五				六、六八	三、六	開封府界
五、一	四、〇	五、六、〇八	七、一、四九七	一〇、三三七	九、〇九	五、〇六	(三、七)	三、三				二、五、四	一、五	河北東路
四、一	三、四	五、四、七六三	四、七、八五	一、五、八七一	三、二九	六、二四六	三、七	三、〇				一、〇、〇六六	五、六	河北西路
七、三	七、一	八、四、四〇五	六、六、四二二	一〇、三、八五五	二、五八一	六、五五五	七、〇七	六、〇一	六、六六	一、四〇四	六、〇	一、五、三六	八、四三	永興軍路
四、九	三、四	五、九、七九	三、四、一七三	四、九、九	一〇、五五	二、七、四	二、七	二、一	一、八、〇四三	八、九	四、四	六、三、五	二、九〇	秦鳳等路
二、四二	一、九、六	五、四、一五	四、三、四八	二、八、八八	三、八六一	六、〇、四	五、四	六、〇	一、七、二五	七、六	三、〇	一、五、七〇	六、四九	河東路
五、七	三、六、七	三、三、五、四七	二、四、八、一七七		九、〇、六七							七、六、四二		計

北宋沿辺五路に於ける保甲編排について(羽生)

この表について若干の説明を加えると、A項は元豊六年の沿辺五路各路の義勇保甲の都保数や保正長数及び義勇將校等の数及び義勇員数・B項は元豊九域志によつて計算した各路の主客戸数、C項は各路毎の小保長数⁽⁴⁾小保数でその路の主客戸数を割つて出した一小保当りの戸数である。今C項¹開封府界、沿辺五路の一保当りの主戸数をみてみると、開封府界十七戸、河北西路三四戸強、河北東路四〇戸強、永興軍路二七戸強、秦鳳等路三〇戸強、河東路二〇戸弱、客戸をふくめると、開封府界二二戸弱、河北西路四六戸強、河北東路五七戸強、永興軍路三七戸弱、秦鳳等路四五戸弱、河東路二四戸強である、主戸数の最大は河北東路の四〇戸強、最小の開封府界でも一七戸である、平均をとると二七戸弱である。これに附保の客戸をふくめると最大の河北東路で五七戸強であり、最小の開封府界でも二二戸弱である。平均すると三七戸弱となる。

右の統計から考えると、五家を一小保とするという小保は、単に隣近の五家を結んで小保を構成したというようなものでなく、實質的には非常に大きなものであつたといふことができる。今宋代における自然村がどの程度のものであつたかといふと、これは地域差によつて大小があつたであろうが、平均すると三、二十家程度のものであつたようである。よく自然村の戸数を問題とする場合に引用される史料であるが、長編卷二八〇熙寧十年正月癸酉の条に「詔。諸路村不及五戸。別村遙遠者。許通附保戸」とあるや、宋会要輯稿食貨六一、至道二年五月条に「知懷州上言。（中略）。縁河兩岸使水二十村二百二十五戸。澆得田土約六百八十余頃」などであるは一村戸数が五戸に満たなかつたり、あるいは平均して一一戸強の例である。更に五代会要卷二五団貌の項に

周顯德五年十月詔。諸道州府令合併鄉村。大率以百戸為一団。選三大戸為耆長。凡民家之有姦盜者。三大戸察之。民田之耗登者。三大戸均之。仍每及三載即一如是

とあつて五代後周の顯德五年に鄉村を合併して百戸を一団とし、そこに三人の耆長を置いた例もある。この百戸三耆長は

百戸が三自然村からなつていたと推察されるから一自然村は三〇戸内外となる。以上自然村の規模が三〇戸内外とする
と、一小保の規模は、平均主客戸あわせて三七戸弱であるから一自然村にも相当することとなる。そう考えるならば保甲
法が役法に転化する過程も納得がいくように思う。王安石の保甲法の施行とほとんど時を同じくして募役法が施行された
が、これは民から免役錢を徴収し、戸長、耆長、壯丁など今まで郷村の差役であつた職役人をこの免役錢で雇募する制度
であつた。ところが保甲法が施行され、この制度が整備強化されてくると、耆長、戸長の職を保正や大保長が行うよう
なり、保甲が役法に転化することとなる。長編卷二六三熙寧八年閏四月乙巳の条に

諸原有保甲処已罷戸長壯丁。其并耆長罷之。以罷耆壯錢募承帖人。每一都保二人隸保正主承受本保文字。郷村每主戸
十至三十輪保丁一充甲頭。主催租稅常平免役錢。一稅一替。(中略)凡盜賊鬪毆煙火橋道等事責都副保正大保長管勾。

都副保正視旧耆長。大保長視旧壯丁法。未有保甲処。編排畢準此

とあつて保甲ある処では、戸長。耆長、壯丁の募役をやめ、その錢で承帖人を雇募し、旧の耆長の役を都副保正が、壯丁の
役を大保長が行うこととし、戸長の役は、新に郷村に主戸十家乃至三十家を単位として保丁一名を輪差して甲頭とし、こ
れに催稅の事を担当させることとしている。つまり保甲の役法転化が行われたわけである。ここで問題となるのは主戸十
家乃至三十家を単位として催稅甲頭が置かれたことである。当時一戸長の催稅戸数は福州の例であるが、淳熙三山志によ
れば、平均して治平年間で一耆長が主客あわせて四百四十余戸、元豊年間では主戸數二百五十余戸を管轄しているから戸
長と耆長の比率は大約一對三の割合である点から、一戸長は大約主戸七百五十戸を管轄していたことになる。⁽⁶⁾これは福州
一州の例であるが、一戸長の催稅戸数は大約五〇〇戸〜一〇〇〇戸の間とみてよいのではあるまいか、この戸長の催稅事
務を新に主戸十戸乃至三十戸から保丁一名を選んで催稅甲頭としたのである。この甲頭の単位十戸乃至三十戸は只漠然と
きめられたわけではなくそこにはなんらかの基準があつたはずである。その基準はなにかというと、それは小保を基準と

したのではあるまいか、開封府界、沿辺五路の一小保の平均主戸数は二十七戸となる。又宋代の自然村の戸数は二十〇三十戸とと推察される。そうすると小保の規模と催税甲頭の催税戸数と自然村の戸数が大体一致することとなる。小保戸数Ⅱ甲頭催税戸数Ⅱ自然村戸数という関係が成立するのではあるまいか、そう考えるならば、保甲法が役法に転化する過程もうなずけるのである。つまり五家を単位とする小保は自然村に立脚して構成されたものであり、その自然村に立脚したところに保甲が役法に転化する要素があつたと考えられるのである。主戸十家乃至三十家を単位とする催税甲頭の制は止齊先生文集卷二転対論役法割子に

紹聖二年二月詳定所言。鄉村每一都保。保正副外大保長八人。其保丁輪充甲頭。皆最下戸人。既不服事。率難集按。大保長各二年替。宜以都保租稅輸。二人分一稅一替。而罷甲頭。於是催科悉用大保長矣。

とある如く、紹聖二年になると催税甲頭の制は罷められ、代つて大保長が催税の任にあたることになつた。これは甲頭に任ぜられた者が下等戸で、形勢戸、富強戸などの催税に困難をきたしたためである。そして都保内の有力戸である大保長が都保内の催税にあたることになつたのである。それでは都保の戸数ほどの程度であつたらうか、前表によつて計算すると、主戸は開封府界六六五戸、河北東路六七四戸、河北西路七三八戸、永興軍路七四三戸、秦鳳等路一二二八戸、河東路七一〇戸となる。客戸までふくめると開封府界八五三戸、河北東路九五四戸、河北西路九九七戸、永興軍路二一〇三戸秦鳳等路八八四戸となる。主戸のみでは秦鳳等路の一二二八戸をのぞいて大率七〇〇戸内外、客戸まで含めると秦鳳等路の二二〇三戸をのぞいて大率一〇〇〇戸内外である。これを一戸長の催税戸数と比較してみよう。先に一言した如く福州では平均主戸数七五〇戸内外より類推して他州も五〇〇戸一〇〇〇戸位であろうと述べておいた。この判断が正しいとすると戸長の催税戸数と大保長の催税主戸数Ⅱ都保内の主戸数とは大体に於いて一致する。

以上の諸点から小保や都保の規模は机上で考案されたものではなく、現実に則して定められたものであり、従来の鄉村

制の上に立脚してそれに合うべく定められたものであることが明らかであろう。尚ここで一言しておくこと南宋に入つて都や保が新たな行政区轄として登場してくるが、その都の戸数は一〇〇〇戸〜二〇〇〇戸にも及び北宋の都保とはその規模の面に於いてはなほだしい差を感じさせるが今見てきた如く都は北宋にすでに主戸のみで七〇〇戸内外、客戸をふくませると一〇〇〇戸内外という数に上つており、必ずしも南宋に至つて急増したわけではない。

以上、のべてきたこと要約すると王安石の保甲法は、開封府界、沿辺五路では客戸は除外されていたこと、五家一少保の小保は現実には三十戸近く、客戸まで含めると四十戸近くになり、これは一自然村にも匹敵する規模のものであること、いいかえると自然村の規模をふまえた上に小保が成立していたこと、ここに保甲法が役法に転化する（例えば三十家一甲の甲頭催税など）素地があつたことなどである、保甲法が役法に転化したのちの問題にもふれるべきであるが他日を期したい。

- 注(1) 河北、河東、陝西の所謂沿辺五路に保甲法が排定されたのは開封府よりおくれること二年八月のちの熙寧六年八月に至つてである（長編卷二四六熙寧六年八月戊辰）
- (2) 宋会要輯稿兵二、義勇保甲、元祐二年正月十二日の条に「左諫議大夫鮮于侁言、熙寧中以戎瀛夷漢主客戶通為義勇保甲……とあつて西夏と境する戎瀛などの極地の地では主客の別なく住民全体が保甲に編排されていたらしいが、全般的には極めてまれな例である。
- (3) 拙稿、「北宋の巡檢と保甲法（史淵九二輯）参照
- (4) 「詔保甲以家聯保以丁聯兵、小保長以上緣兵置（宋会要輯稿兵二義勇保甲、元豐五年三月十七日）とあつて小保長は丁数によつて定められることとなつてゐるが、現実には開封府六人に一小保長をのぞいて五人以下である。それ故一小長二一小保として計算して大過ない。
- (5) 佐竹靖彦「宋代鄉村制度之形成過程」（東洋史研究二十五ノ三）
- (6) 拙稿「北宋の耆保について」（史淵九七輯）